

○外交記録公開に関する規則

平成22年5月25日

(外務省訓令第7号)

改正 平成22年7月1日

(外務省訓令第10号)

改正 平成22年11月2日

(外務省訓令第15号)

改正 平成23年4月1日

(外務省訓令第6号)

改正 平成24年8月10日

(外務省訓令第19号)

改正 平成28年7月1日

(外務省訓令第16号)

改正 平成31年4月1日

(外務省訓令第11号)

(目的)

第1条 この規則は、外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、作成又は取得から30年以上が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外務省が保有する行政文書であって、作成又は取得から30年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として特に重要なものを外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）に移管し、一般に公開するための手続等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外交記録公開 外務省行政文書管理規則（平成23年外務省訓令第3号）（以下「行政文書管理規則」という。）第20条第1項に規定する保存期間が満了したときの措置において移管するとされた行政文書ファイル等を外交史料館に移管し、特定歴史公文書等として一般の利用に供することをいう。
- (2) 公開審査 行政文書管理規則第20条第1項に規定する保存期間が満了したときの措置において移管するとされた行政文書ファイル等について、一般の利用を制限する情報を特定することをいう。
- (3) 特別審査 第3条で設置する外交記録公開推進委員会において公開審査を実施することをいう。

- 2 その他の用語の定義は、行政文書管理規則第2条及び外交史料館利用等規則（平成23年外務省訓令第4号）（以下「利用等規則」という。）第2条に定めるとおりとする。

（外交記録公開推進委員会）

第3条 外交記録公開の透明性を確保しつつ、円滑な実施を推進するため、外交記録公開推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。
 - (1) 委員長 外務大臣が指定する外務副大臣又は外務大臣政務官
 - (2) 副委員長 事務次官又はその代理
 - (3) 常任委員 官房長、国際法局長又はこれらの代理及び外務大臣が任命する外部有識者
 - (4) 非常任委員 外交記録公開の対象となる行政文書ファイル等の内容に係する局長級の者（前号に掲げる者を除く。）又はその代理
- 3 外交記録公開推進委員会事務局は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。
 - (1) 事務局長 大臣官房総務課長
 - (2) 事務局員 公文書監理室長、外交史料館長及び記録官
- 4 委員会は、定期的を開催するほか、委員長が必要と認めるときは、臨時会合を開催することができる。
- 5 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 第5条第1項の規定により委員会で審査することとなった行政文書ファイル等の公開審査を行うこと。
 - (2) 一般の利用を制限することとした情報のうち、時の経過により利用制限を解除する可能性があるものと判断されたものについて、時の経過を勘案し、再度公開審査を行うこと。
 - (3) 大臣官房総務課長及び行政文書管理規則第6条に規定する文書管理者（以下「文書管理者」という。）の公開手続の迅速な遂行を指導及び監督すること。

（公開基準）

第4条 公開審査は、外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日制定）を踏まえて行う。この場合において、情報の一般の利用の制限は、必要最小限のものでなければならない。

（特別審査手続）

第5条 特別審査の手続は次のとおりとする。

- (1) 大臣官房総務課長は、行政文書管理規則第20条第1項に規定する保存期間が満

了したときの措置において移管するとされた行政文書ファイル等のうち、多くの利用請求が見込まれる重要な事案に関するものを、主管文書管理者及び外交史料館長の意見を聴取した上で選定する。

- (2) 委員会は、前号の選定を受け、特別審査の対象となる行政文書ファイル等を決定する。委員会は、この決定により審査の対象とされた行政文書ファイル等のほか、必要と認める行政文書ファイル等を審査の対象に加えることができる。
- (3) 大臣官房総務課長は、前号までの手続により特別審査の対象とされた行政文書ファイル等について公開審査を行い、主管文書管理者との協議を経て公開審査内容を判断し、その審査結果を委員会に報告する。
- (4) 委員会が、前号に基づき報告された公開審査の結果と異なる判断をしたときは、委員会の判断が優先する。
- (5) 委員会は、前号の判断を外務大臣に報告し、その了承を得る。外務大臣が委員会の判断を了承しない場合は、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、外務大臣の判断を主管文書管理者に通知する。

(行政文書ファイル等の外交史料館への移管及び公文書管理法第8条第3項の意見との関係)

第6条 特別審査を終えた行政文書ファイル等は、速やかに外交史料館へ移管され、特定歴史公文書等として一般の利用に供されるものとする。その際、公文書管理法第8条第3項の意見を付さなければならない場合にあっては、前条の規定による特別審査の結果を当該意見とみなす。

附 則

この訓令は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年11月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。